

請願・陳情文書表（3月定例会）

31. 3. 7

受理番号	件名	受理年月日	要旨	提出者	紹介議員	付託委員会
陳情第2号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	31. 2. 20	<p>アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っている。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、厚生労働省によれば、2017年の婚姻率は0.49(推計値)、出生率も1.44に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害しているという“貧困の連鎖”も大きな社会問題となっている。</p> <p>2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京都で時給985円、兵庫県では871円、最も低い鹿児島県は761円である。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできない。しかも、時間額で224円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっている。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。</p> <p>安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現行の最低賃金の低さを認めた。しかし年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになる。政治的決断で、直ちに1,000円に引き上げるべきである。</p> <p>あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。</p> <p>最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に先進国では例のない「支払能力」が併記されている。大企業の経済活動</p>	豊岡市日高町野々庄900-1 但馬高教組会館内 但馬労働組合総連合 議長 田中 博之		建設経済委員会

		<p>に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較している。そうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を進行させている。</p> <p>憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としている。最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしている。</p> <p>最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会において、国に対して意見書を提出するよう陳情する。</p>			
--	--	---	--	--	--